

地方一般財源総額の確保

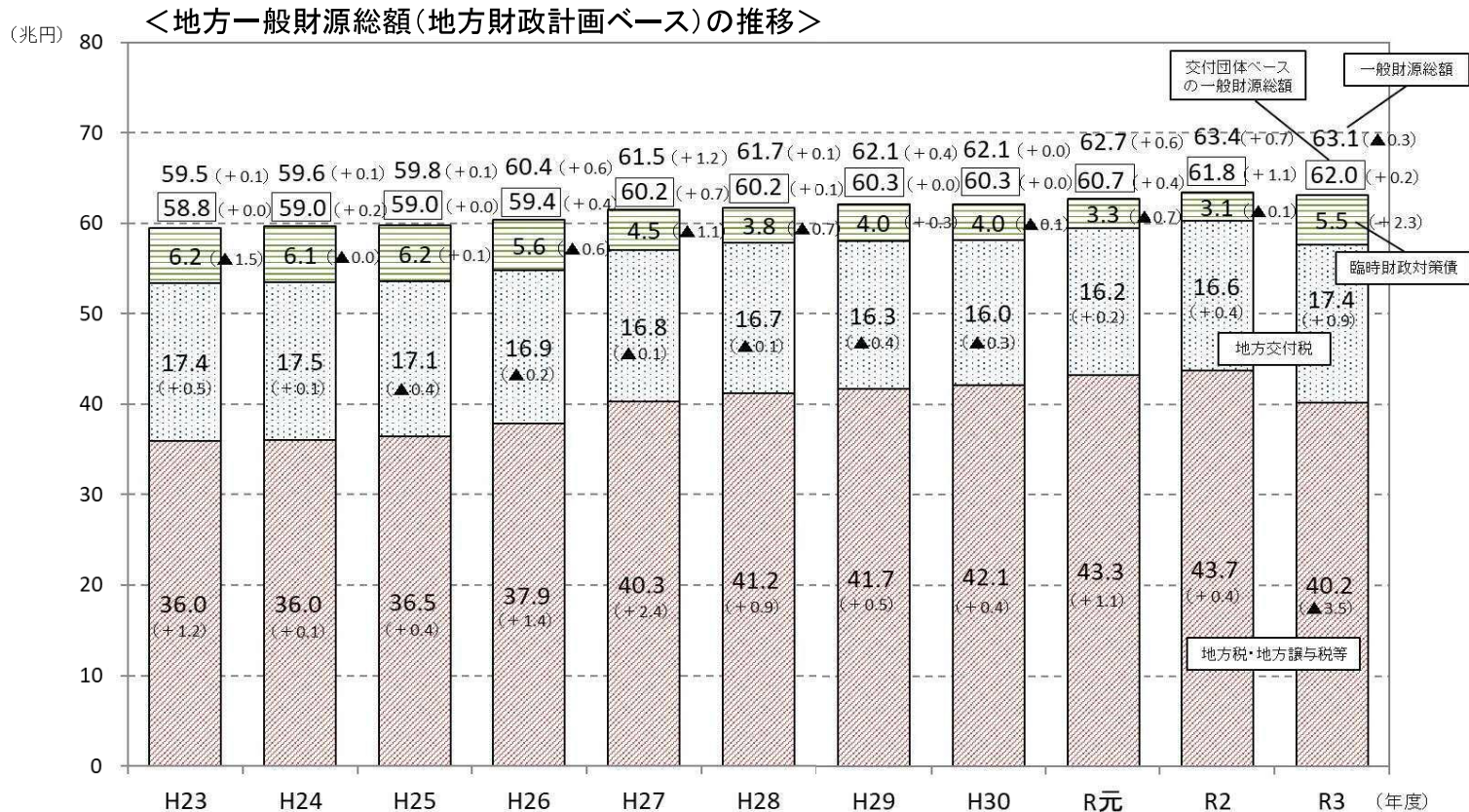
○ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）抄

一般財源総額ルール <2022年度～2024年度>

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間について**、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、**以下の目安に沿った予算編成を行う。**

①、② （略）

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、**交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**する。



※ ()内の数値は、対前年度増減

※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長

特例の概要（現行）

特例措置の要件

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な設備更新は除外される。

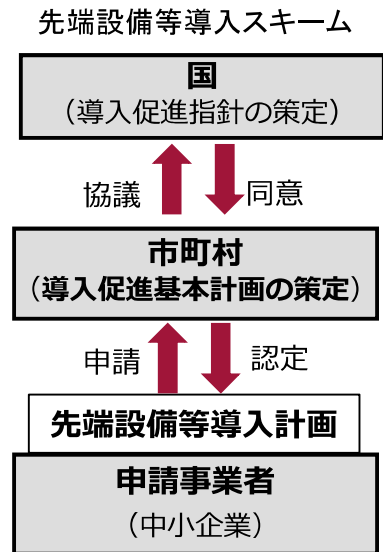
- ①認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定
 - ・ 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市町村が認定
- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
 - ・ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
 - ・ 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

対象資産

※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物附属設備	・旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、 精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上 する一定のもの。	平成30年4月1 日以降の取得
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等 とともに導入されたもの。	令和2年4月30 日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する 一定のもの。	令和2年4月30 日以降の取得

○ 特例率は、3年度分、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(参酌基準は定めない)とする。



改正の内容

適用期限を2年延長

※ 延長による固定資産税の減収額については、
全額国費で補填

【改正法（案）】※太枠は今回改正部分。網掛けは減収分国費補填の対象部分。

	～R3.3.31	R3.4.1～
機械装置等	附則第15条第41項	附則第64条
事業用家屋、構築物	附則第64条	附則第64条

令和 3 年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

令和 2 年 12 月 10 日
自由民主党
公明 党

第一 令和 2 年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

環境性能割の臨時的軽減の延長

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

【環境性能割の臨時的軽減の期間】

